

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東日本大震災復旧・復興 支援助成実施要綱

(平成 23 年 10 月 3 日平成 23 年度要綱第 10 号)

最近改正 平成 25 年 10 月 31 日平成 25 年度要綱第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成 15 年度規則第 1 号）第 13 条の規定に基づき、スポーツ振興投票に係る収益をもって、東日本大震災の被災地において、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る復旧・復興支援事業に対する必要な資金の支給を適正に行うため、スポーツ振興くじ助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

(助成の対象となる事業等)

第 2 条 この助成金による助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）、助成期間及び助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）並びに助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

- ア 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業
- イ 東北総合体育大会開催支援事業
- ウ スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業
- エ 被災したスポーツ施設の復旧施設整備事業

(2) 助成対象事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(3) 助成対象者は、別表に定める地方公共団体及び非営利のスポーツ団体とする。

(4) 助成対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、助成対象経費に別表に定める助成割合を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。

(その他)

第 4 条 助成金の交付に関し必要な事項は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（平成 15 年度要綱第 18 号）の規定に準じる。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 3 日から施行し、平成 24 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日平成 25 年度要綱第 14 号）

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 31 日から施行し、平成 26 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2 平成 25 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

別表

助成対象事業細目	助成対象者	助成対象経費		助成割合
被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業	東日本大震災による災害救助法適用市町村に所在する総合型地域スポーツクラブ	諸謝金、旅費、借料及び損料、賃金、印刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費		10分の10
東北総合体育大会開催支援事業	東日本大震災による災害救助法適用市町村をその区域内に含む県	諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費		10分の10
スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業	公益財団法人日本体育協会	諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費		10分の10
被災したスポーツ施設の復旧施設整備事業	1 東日本大震災による災害救助法適用市町村をその区域内に含む県が出資又は拠出したスポーツ団体 2 東日本大震災による災害救助法適用市町村が出資又は拠出したスポーツ団体	工事費	本工事費及び附帯工事費	4分の3
		附帯設備費	工事に附帯して競技場に常設する機器又は安全設備等及び競技場の整備に必要な機械、装置又は車両等の整備に要する経費	
	3 東日本大震災による災害救助法適用市町村をその区域内に含む法人格を有する県体育協会 4 東日本大震災による災害救助法適用市町村に所在する法人格を有する総合型地域スポーツクラブ	設計監理費	工事に係る実施設計費及び工事監理費	